

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の改正について

# 答 申

令和4年9月

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

## 答申に当たって

この度、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、従来、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一体的に規定し、これを個人情報保護委員会が一元的に解釈・運用することとなりました。

これを受け、条例の改正が必要となったことから、当審査会は、令和4年5月26日に市長から「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について」の諮問を受けました。

当審査会では、改正内容につき鋭意検討を進め、審査会の考え方を「中間取りまとめ」として公表し、横浜市個人情報保護審議会とともに、広く市民の皆様の御意見を求めました。

これに対し、計25名の方から49件もの御意見が寄せられたのは、市民の皆様の関心の高さを表しているものと認識しています。

両条例に共通する内容として、開示に当たっての手数料に、受益者負担の適正化を求める御意見が複数寄せられ、中には、国のように閲覧だけの場合も手数料を徴収すべきとの御意見もありました。この点、受益者負担の考え方は理解できるものですが、「地方自治は民主主義の学校」と言われるように、自治体では市民の皆様に身近な情報を多く扱っており、当該情報へのアクセスのしやすさを確保することも、また重要なことといえます。したがって、手数料については、写しの交付についてのみ徴収することとし、その額の算定に当たっては、従量制の考え方を導入することが必要だと考えます。

このように寄せられた御意見も踏まえ、この答申を取りまとめました。今後、横浜市においては、この答申をもとに条例改正等を行い、情報公開に努められるよう希望します。

令和4年9月13日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 静雄

# 目 次

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の改正について	
1	実施機関について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	不開示情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	裁量的開示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4	開示請求等に対する決定期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5	開示の実施方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
6	開示に関する費用の性質について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
7	開示に関する手数料の額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
8	審査会の調査審議手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
9	審査会に対する写しの交付の請求に関する手数料について・・・・・・・・ 11
10	経過措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
中間取りまとめについての意見募集結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	
資 料	
1	諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2	横浜市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿・・・・・・・・・・ 17
3	審議の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

## 1 実施機関について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）の実施機関に、消防長を加えることが適当である。

### 〔説明〕

現行情報公開条例第2条では、開示請求を受け、開示・非開示の決定を行い、及び開示等を実施する機関を「実施機関」として規定している。これは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等により、独立して事務を管理し、及び執行する市の機関並びに市が設立した地方独立行政法人を行政文書の開示等を実施する機関とする趣旨である。

今回、改正後の横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「新保護条例」という。）に、令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律（以下「新保護法」という。）の適用を受ける市の機関を具体的に規定することを検討しており、これに消防長が新たに加わることから、当該規定と合わせるべく、情報公開条例第2条の実施機関に消防長を追加することが適当である。

2 不開示情報について

情報公開条例上の不開示情報については、新保護法に定める不開示情報に合わせて、法令秘や財産等保護情報規定を削除し、その他文言を調整する等の改正を行うことが適当である。

また、「不開示情報」との名称についても、新保護法に合わせて「不開示情報」に改めることが適当である。

さらに、情報公開法に合わせて、行政機関等匿名加工情報及び当該情報の作成に用いた保有個人情報からの削除情報を、不開示とする規定を設けることが適当である。

【改正イメージ】

	情報公開条例	改正後情報公開条例	保護条例	新保護法
不開示又は不開示情報	<u>法令秘</u> 生命等保護情報 個人情報 - 法人等情報 <u>財産等保護情報</u> -  審議検討協議情報 行政運営情報	- 生命等保護情報 個人情報 <u>匿名加工情報等</u> 法人等情報 - -  審議検討協議情報 行政運営情報	法令秘 生命等保護情報 個人情報 - 法人等情報 財産等保護情報 -  審議検討協議情報 行政運営情報	- 生命等保護情報 個人情報 - 法人等情報 - 国の安全・国際機関関連情報（国）、公共安全秩序維持情報（国・県） 審議検討協議情報 行政運営情報 （地方が保有する国の安全・国際機関関連情報、公共安全秩序維持情報を含む。）

〔説明〕

一般開示請求があった場合も、本人開示請求があった場合も、本人に関する部分を除いては不開示となる情報は同じであることから、情報公開条例第7条第2項も、保護条例第22条も、その規定は基本的に同様なものとなっている。

新保護法の施行に伴い、本人開示請求は法に基づくものとなり、不開示情報は法第78条の定めるところとなったが、同条の定めと保護条例第22条の定めは、表現的な差異はあれども、実質的に同一と評価できる。

つまり、情報公開条例第7条2項の定めとも実質的には同一といえるので、この際、同項も法第78条の表現とそろえておくことが適当である。

具体的には、法令秘（第7条第2項第1号）と財産等保護情報（同項第4号）の規定を削除することになるが、現在これらを根拠に非開示としている情報については、行政運営情報等これら以外の事由により非開示とすることが可能なので、運用はなんら変わらないものとなる。

また、用語としての「非開示情報」も新保護法に合わせて「不開示情報」に改めることが適当である。

さらに、国においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）において、行政機関等匿名加工情報及び当該情報の作成に用いた保有個人情報からの削除情報を不開示情報としている。行政機関等匿名加工情報の制度を安全に運用するため、国と同様、これらの情報を不開示情報とする規定を設けることが適当である。

### 3 裁量的開示について

裁量的開示制度については、新たに設ける必要はない。

#### 〔説 明〕

裁量的開示制度については、公文書公開制度の検討時（平成11年3月）に、次のような答申が出されている。

「非開示情報の規定によって保護される利益と、人の生命、身体、生活等の保護といった公益上の必要性とを個別具体的に比較衡量したときに、高度な行政的判断により開示することに優越的な公益が認められる場合も考えられることから、情報公開法案や一部の地方公共団体の条例には、「公益上の理由による裁量的開示」の規定を設けているものも見受けられる。しかし、こうした場合の取扱いについては、個々の非開示条項の規定の中で定められるのが適当であり、重ねて公益上の裁量的開示の規定を設けることは、かえって運用上の混乱を招くことも予想される。

また、高度な行政的判断により裁量的開示を行う必要のある場合には、条例に基づく公文書の開示制度によるのではなく、むしろ行政が率先して情報提供を行うのが適当ではないかという意見も出された。こうしたことから「公益上の理由による裁量的開示」の規定は、独立した条文として新たに条例に盛り込む必要はないとの結論に達した。」

個人情報本人開示請求については、新保護法により、裁量的開示制度が適用されるので、両制度の<sup>ひょうそく</sup>平仄を考えれば、情報公開条例に裁量的開示制度を設けることも考えられる。

しかし、高度な行政的判断により裁量的開示を行う必要のある場合には、開示制度によるのではなく、行政が率先して情報提供を行うのが適当であるというのはもっともであり、答申時と特段の事情の変化は生じていないと考えられる。

したがって、情報公開条例において、裁量的開示制度を新たに設ける必要はない。

#### 4 開示請求等に対する決定期間について

情報公開条例の開示請求等に対する決定期間については、原則14日以内となっているが、その期間内に横浜市の休日が多く含まれている場合があること等も踏まえ、一定の調整規定を置くことが適当である。

##### 〔説明〕

現行情報公開条例第11条第1項では、開示決定等の期間を、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内としている。この期間には勤務を要しない日も含んでいるため、GWや年末年始などの長期休暇にかかった場合、ほぼ必然的に期限の延長手続が必要となる不都合が生じている。

このような不都合を解消するためには、開庁日に着目して日数を算定する等の、調整規定を置くことが適当である。

なお、個人情報本人開示請求については、条例に基づく手続から法律に基づくものへの移行に伴い、原則が14日以内から30日以内になるが、一般開示については、本人開示請求と合わせる必要はないと考えられる。



## 5 開示の実施方法について

情報公開条例に基づき行政文書等を開示する場合、当該文書等をスキャナにより読み取って電磁的記録を作成した上で、当該電磁的記録のオンラインでの交付及び光ディスク等の媒体での交付ができるようにすることが適当である。

### 〔説明〕

文書等について、開示に当たり写しの交付を求められたときには、当該文書等を複写して写しを作成し、当該写しを交付している。しかし、市民の便宜を考えると、文書等をスキャナにより読み取って電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を交付するという方法も認めることが適当である。

また、デジタル化の進展を踏まえると、個人情報流出等のリスクがない場合には、交付の手段として、電子メール等のオンラインの手段を活用することも望ましいと考えられる（元々電磁的記録として保有しているものも、紙文書等を電磁的記録化したものも共通）。

## 6 開示に関する費用の性質について

新保護法に基づく本人開示請求制度との均衡を図るため、情報公開条例に基づき文書の写しの交付を求める者から徴収する費用を、手数料と改めることが適当である。

### 〔説明〕

情報公開条例第18条第2項では、写しの交付を受けようとする開示請求者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないと規定されている。

保護条例第59条にも、本人開示請求につき同趣旨の規定が置かれており、これらはいずれも実費精算的な意味合いである。

新保護法の施行を受け、新保護条例においては本人開示請求の場合の費用の性質を「手数料」と改めることとなる。

同じ開示の際の費用なのに、一般開示請求か本人開示請求かにより、その性質が異なるのも平仄<sup>ひょうそく</sup>が合わないので、情報公開条例においても手数料と改めることが適当である。

## 7 開示に関する手数料の額について

情報公開条例に基づく開示請求に係る手数料の額は、「写しの作成に要する費用の額」と「写しの送付に要する費用の額」との合計額とすることが適当である。また、電磁的記録に係る複写の作成費用は、ページ数又はファイル数に応じた従量制とすることが適当である。

### 〔説明〕

情報公開条例に基づく開示と本人の個人情報に係る開示の実施方法とは類似することから、情報公開条例に定める開示請求に関する手数料の額は、本人開示請求に関して新保護条例に定める額と同額とすることが適当である。

①電磁的記録をオンラインで交付する方法（電子メール又は専用サーバからのダウンロードによる方法）、②文書等をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録をオンラインで交付する方法に係る手数料の額は、文書等の用紙への複写による写しの交付の場合とのバランスを考慮し、従量制とすることが適当である。

8 審査会の調査審議手続について

審査会における諮問に係る調査審議の手続について、次の規定を情報公開条例に置くことにより、新保護法に基づく手続規定とそろえることが適当である。

- ① 審査会は、適当と認める者に鑑定を求めることができること。
- ② 審査請求人又は参加人は、審査会での口頭意見陳述について、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができること。
- ③ 審査関係人は、主張書面及び資料について、審査会が相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならないこと。
- ④ 審査会は、審査会の調査権限を指名する委員に行わせ、又は意見陳述について指名する委員に聴かせることができること。
- ⑤ 審査会に提出された資料について、閲覧させ、又は交付しようとするときは、原則として、提出人の意見を聴かななければならないこと。

〔説明〕

新保護法に基づく諮問に係る調査審議手続に適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）には、情報公開条例にはない調査審議手続の規定があるので、両者をそろえる必要があるかが問題となる。

番号	行審法	情報公開条例
1	<b>審査会の調査権限（第74条）</b> 審査会は、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。	<b>審査会の調査権限（第24条第4項）</b> 審査会は、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることができる。
2	<b>意見の陳述（第75条第2項）</b> 審査請求人又は参加人は、審査会において口頭で意見を述べる場合、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	対応する規定なし (※ただし、審査会の運営要領に同様の規定あり)
3	<b>主張書面の提出期限（第76条後段）</b> 審査関係人は、主張書面又は資料について、審査会が相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。	対応する規定なし
4	<b>委員による調査手続（第77条）</b> 審査会は、委員を指名して、当該委員に調査をさせ、意見陳述を聴かせることができる。	対応する規定なし

5	<p><b>意見聴取（第78条第2項）</b>                  審査関係人が主張書面又は資料の閲覧又は写しの交付を求める場合、審査会は、当該主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない（審査会が必要がないと認めるときを除く。）。</p>	<p>対応する規定なし</p>
---	---	-----------------

1については、審議の充実につながり審査請求人の利益に資すると考えられることから、情報公開条例に行審法第74条と同様の規定を設けることが適当である。

2については、手続保障に係る規定であり、審査請求人の利益に資すると考えられることから、情報公開条例に行審法第75条と同様の規定を設けることが適当である。

3については、その期間内に提出する義務を審査関係人に課すことになるが、簡易迅速な救済手続という行政不服審査の性質を考えると、提出期間の設定には合理性があると考えられるので、情報公開条例に行審法第76条後段と同様の規定を設けることが適当である。

4については、審議の効率化につながり審査請求人の利益に資すると考えられることから、情報公開条例に行審法第77条と同様の規定を設けることが適当である。

5については、提出人から意見を聴くことで、提出人に手続保障の機会を与えることができるので、情報公開条例に行審法第78条第2項と同様の規定を設けることが適当である。

## 9 審査会に対する写しの交付の請求に関する手数料について

審査請求人等が主張書面等の写しの交付を求める場合、当該審査請求人等は手数料を納めなければならないこと、当該手数料の額は「写しの作成に要する費用の額」とすること、及び当該手数料に係る減免に関する規定を設けることが適当である。

また、写しの送付を求める場合には、その送付に要する費用を負担する規定も設けることとする。

### 〔説明〕

新保護法に基づく諮問についての審査会での調査審議については、審査請求人等が主張書面等の写しの交付を求める場合、当該審査請求人等は実費の範囲内において条例で定める額の手数料を負担すべきこととされている（行審法第78条第4項及び第81条第3項）。すでに横浜市行政不服審査条例（平成27年12月横浜市条例第71号。以下「行審条例」という。）第2条及び第14条で当該手数料の額を定めているため、これらの規定が適用される。

情報公開条例に基づく諮問についての審査会の調査審議については、これらの規定の適用がないため、本人開示請求との<sup>ひょうそく</sup>平仄を合わせるため、情報公開条例に行審条例と同趣旨の規定を設ける必要がある。

また、当該手数料の額について、写しの作成に要する費用の額とする規定及び当該手数料に係る減免規定並びに書面の送付を求める場合には送付に要する費用を負担する規定についても、情報公開条例に設けることが適当である。

## 10 経過措置について

情報公開条例の規定の改廃に伴って開示請求者等に不利益や不都合が生じることがないように、改正前の情報公開条例の規定に基づいて進めている開示請求や審査請求の  
手続について、情報公開条例の改正後も引き続き手続ができるよう経過措置を設ける  
必要がある。

### 〔説明〕

保護条例の改正に合わせて、情報公開条例に基づく開示請求に係る規定等の改廃を行うことになるが、この改廃に伴って手続等に変更が生じた場合には、当該変更により開示請求者等に不利益や不都合が生じることがないように、経過措置規定を設ける必要がある。

## 中間取りまとめについての意見募集結果

(1) 意見募集期間

令和4年7月1日（金）から同年8月1日（月）まで

(2) 意見の提出方法

電子メール、FAX、郵送、持参

(3) 中間取りまとめの公表方法

ア 横浜市ホームページへの掲載

イ 市民情報センターで資料を配布

※ 広報よこはま（7月号）及び神奈川新聞（7月6日「市民の広場」）により周知

(4) 意見募集の結果

ア 意見提出者数 25（個人25、団体0）

イ 受付方法別件数及び項目別意見数

	合計	電子メール	F A X	郵送	持参	項目別意見数
個人	25	25	0	0	0	49
団体	0	0	0	0	0	0
合計	25	25	0	0	0	49

ウ 審議会、審査会別項目別意見数

	項目別意見数
個人情報保護条例の改正に係る 個人情報保護審議会の中間取りまとめ	20
個人情報保護条例の改正に係る 情報公開・個人情報保護審査会の中間取りまとめ	19
情報公開条例の改正に係る 情報公開・個人情報保護審査会の中間取りまとめ	10
合計	49



**「情報公開条例」の改正に係る「情報公開・個人情報保護審査会」の  
中間取りまとめに対する市民意見とそれに対する考え方**

中間取りまとめ項目	頁	意見要旨	審査会の考え方
全般		異議なし。	原案どおり
3 裁量的開示について	4	開示請求者の利便性を考慮すると、裁量的開示を実施できる旨は定めてもよいのではないか。	裁量的開示を行う必要のある場合は、行政が率先して情報提供するのが適当であり、条例の定めは不要と考えます。
4 開示請求等に対する決定期間について	5	開示決定期間について、休庁日を踏まえた調整規定を設けることは、妥当だと考える（2件）。	原案どおり
5 開示の実施方法について	6	紙文書等をスキャナー等で読み取って、電磁的記録を媒体に複写して交付するという方法は、利便性の向上に資するので妥当	原案どおり
6 開示に関する費用の性質について	7	<p>開示文書の写真撮影は、閲覧の域を超えており手数料を徴収すべき。</p> <p>一部非開示決定に際しては、黒塗り等の作業が発生しているので、閲覧の場合も手数料を徴収すべきではないか。</p> <p>例えば、1件（あるいは1年間）で100枚までは無料、1,000枚までは1枚5円、1,000枚を超える場合は1枚10円とすることも考えられる。濫用的開示請求に合理的な範囲で歯止めをかける必要がある。</p>	<p>撮影により本市に手数料が発生することはないので、手数料は考えていません。</p> <p>市民の皆様の知る権利の行使や自己情報の適正な取扱いの確認を容易ならしめるため、請求自体の手数は考えていませんが、電磁的記録の写しの交付に際し</p>

7 開示に関する手数料の額について	8 データ開示手数料における従量制の導入は、適正負担の点から評価できる。	て従量制の導入等を検討していきます。
	<p>手数料について「市民の使い勝手等を考慮し、閲覧だけであれば徴収しないのが適当」とあるが、制度運用にかかっている労力や費用を考えると徴収すべき（情報公開法要綱案参照）。</p> <p>手数料徴収には、開示請求制度の濫用防止の意味もある（情報公開法制定時の衆参両院での付帯意見参照）。</p> <p>「市民の使い勝手等」という曖昧な理由ではなく、立法事実をきちんと把握した上で実質的な議論がなされるべき。</p>	<p>悪質な開示請求は、権利の濫用によるものとして請求を却下する運用をしています。</p> <p>なお、行政文書の写しの交付に係る手数料については、減免規定を設けていないため、これを不正に免れるおそれはないものと考えています（修正なし）。</p>
	<p>手数料の減免については、減免対象者の名義を借りて請求すると不正免除が発生しかねない。一定の歯止め（1年間に免除できる枚数の制限など）が必要ではないか。</p>	

市市情第331号  
令和4年5月26日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藤原 静雄 様

横浜市長 山中 竹春



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について（諮問）

本市では、横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」という。）を平成12年に制定し、総合的な個人情報保護体制を整備しました。その後、平成17年には、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）をはじめとする個人情報保護関連5法に対応し、個人情報保護条例を全面改正し、また、平成29年には、個人情報保護法等の改正に合わせて、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報に係る規定の新設を行う等、個人情報保護制度の充実を図ってきました。

このたび、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、従来、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈・運用することとなりました。

個人情報保護法の改正に伴い、本市においても、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）及び個人情報保護条例の改正が必要となります。

そこで、情報公開条例第22条第2項の規定に基づき、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正について諮問します。

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会

## 制度運用調査部会 委員名簿

氏名	肩書
ふじわら しずお ◎ 藤原 静雄	中央大学法科大学院教授
かねこ まさし 金子 正史	元同志社大学法科大学院教授 獨協大学名誉教授
まつむら まさお 松村 雅生	日本大学大学院法務研究科客員教授

(◎は部会長)

## 審議の経過

回	開催日	審議内容
第63回	令和4年5月26日	諮問内容の説明 条例改正の論点の検討 中間取りまとめの内容確認
第64回	令和4年8月25日	中間取りまとめに対して寄せられた意見の報告 答申案の内容検討